

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(B)の潤滑水弁において、弁動作不良(自動で全閉せず、打診して全閉となる)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
2	4号機	原子力規制委員会へ提出した復旧計画報告書の健全性評価における機器(電気設備)抽出において、格納容器スピーカー(通信設備)の影響評価を本来「要」とすべきところを「否」としていたことが認められたため、当該報告書の補正を提出。 なお、当該設備については震災後に点検を実施しており、機能・性能に問題のないことを確認済み。	G II	
3	その他	原子力規制委員会へ提出した復旧計画報告書の健全性評価における機器(計装設備)抽出において、評価すべき対象機器で未抽出のものが7件、評価対象外の機器を抽出していたものが3件認められたため、当該報告書の補正を提出。 なお、未抽出の機器については震災後に点検を実施しており、機能・性能に問題のないことを確認済み。	G II	